



農地転用の受付期間は6月1日から30日まで

# 農業の礎を守り育てる 農地転用は申請が必要です

町では農用地として利用すべき土地に対し、農業振興地域整備計画で区域を指定し、農業の健全発展のため必要な施策を集中的に推進しています。区域に該当する農地を転用する際は、農用地区域からの除外の申請が必要です。

産業課 ☎ (56) 2226

## 農用地区域とは

農用地区域とは、町がおよそ10年間を見通して、農用地として利用すべき土地に設定する区域のことです。町が策定する農業振興地域整備計画の中で、農用地利用計画として定めることで設定されます。

## 除外要件

農用地区域からの除外には  
▶農用地区域以外の土地では代替すべき土地がないこと▶農用地の集団化や農作業の効率化など、農用地区域の利用に支障がないこと▶農用地区域内の土地改良施設のもつ機能に支障を及ぼすおそれがないこと▶土地基盤整備事業完了後8年を経過していること一がすべて満たされていることが条件です。ただしこの4つの要件を満たす場合でも「担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがある場合」は、農用地区域からの除外はできません。

## 無断転用は違反

農地を無断で転用した場合や、転用許可にかかる事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復などの命令がなされる場合があります。

また、3年以下の懲役や300万円以下の罰金など罰則の適用もあります。

## 本年度の受付

農用地区域変更申請受付期間は年2回あり、6月と11月のそれぞれ1カ月間が受付期間となります。

①6月1日(火)～30日(水)

②11月1日(月)～30日(火)

農用地区域や除外申請の手続きなど、詳細は産業課までお問い合わせください。

## 農用地区域の除外手続き (スケジュール)

転用を希望する場合の手続きの流れは次のとおり。

### 1 農用地区域の除外申請

農用地区域内の農地について転用を希望する場合は、役場に農用地区域除外の申請をします(6月・11月)。

### 2 農業振興地域整備対策促進協議会の開催

町は、協議会で提出された申請について協議し、農業振興地域整備計画変更案を作成します(7月・12月)。

### 3 計画変更の事前協議

町は、作成した農業振興地域整備計画について、県へ事前協議をします(8月・1月)。

### 4 事前協議の回答

県から町に事前協議の回答がなされます(9月・2月)。

### 5 農業振興地域整備計画の公告・縦覧

町は県からの回答後、農業振興地域整備計画を変更することを知らせるため30日間公告し、その後15日間異議申出期間を設けます(9月～11月・2月～4月)。

### 6 計画変更の本協議

町は、県に対し本協議をします(11月・4月)。

### 7 本協議の回答

県から町に、本協議の回答があります(12月・5月)。

### 8 農業振興地域整備計画の公告

町は県からの回答後、農業振興地域整備計画を変更したことを知らせるため公告します。これにより農用地区域の除外手続きが完了となります。

このあと申請者は町農業委員会に対して、農地転用許可を申請し、県知事の許可を受け、初めて農地を転用することができます。



梅雨の時期、何より怖い「土砂災害」。土砂災害防止月間6月1日から30日

# 土砂災害から命を守る 日ごろからの意識こそ重要

本格的な雨期の前に、土砂災害などを未然に防止するためパトロールを実施します。山林に立ち入りますので、ご理解・ご協力ください。また土砂災害から命を守るため、日ごろからできる備えをしておきましょう。

建設課 ☎ (56) 2227

## 治山パトロール

本格的な雨期の前に、土砂災害などを未然に防止するため、溪間・山腹にある治山施設や周辺の山林の状況について調査・パトロールを実施します。

パトロール実施期間中は、農林事務所職員や役場担当職員などが、実際に山林に立ち入って現況調査をします。周辺住民の皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

期間 6月1日(火)～15日(火)

範囲 町内全域(志太榛原農林事務所管内一円)

内容 人家や公共施設に近接した治山施設の損傷調査、林地および保安林内の現況調査、地域住民への防災意識の啓発活動(パンフレット配付など)

実施者 農林事務所、県防災担当、町建設課

問い合わせ 建設課 ☎ (56) 2227、志太榛原農林事務所治山課 ☎054 (644) 9245



## 土砂災害を察知

悲惨な土砂災害から命を守るためには日ごろからの備えと、いざという時の落ち着いた行動が重要です。

危険を察知し迅速に行動するため、次の3つの点に注意しましょう。

### 1 危険箇所と避難経路を確認する

日ごろから家の周りなどの危険箇所の状態に注意しておきましょう。また避難場所や安全な避難経路の確認も重要です。

### 2 土砂災害の前兆現象に注意する

土砂災害が発生する前には、次に挙げるような兆候が見られる場合があります。

- ①山鳴りや地鳴りがする
  - ②川の流れが急に濁り、流木が混ざる。また転石の音がある
  - ③雨が降り続けているのに川の水位が下がる
  - ④小石がばらばら落ちてくる
  - ⑤井戸水が濁る
  - ⑥斜面から水が噴き出す
  - ⑦地面に亀裂や段差ができる。
- これらに気付いたら「素早く避難」が基本です。

### 3 激しく降る雨や長雨は警戒が必要

雨は1時間に20mm以上、または降り始めから100mm以上になったら要注意です。テレビ・ラジオの気象情報に注意しましょう。土砂災害危険箇所は県のホームページで確認できます。

<http://sabougis.pref.shizuoka.jp/>